

令和5年2月

取引先各位

学校法人久留米大学
財務部経理課

適格請求書発行事業者登録番号の通知と依頼
及び久留米大学専用請求納品書の販売終了のお知らせ

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、税務署長に申請し登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、本学の適格請求書発行事業者登録番号を下記の通り通知するとともに、貴社の登録番号の登録状況を下記フォームにてお知らせ頂きますようお願いいたします。

また、現在販売している複写式の本学専用請求納品書は、在庫がなくなり次第販売終了とさせていただきます、インボイス制度対応の請求書書式についてはデータでご提供させていただきます。詳細は別紙にてご確認いただき、ご対応の程、よろしくお願いいたします。

なお、登録番号の収集は、本学における消費税の仕入税額控除を正確に行うためのものであることを申し添えます。

記

1. 本学登録番号 T1290005009643（本学登録名称：学校法人久留米大学）
2. 久留米大学適格請求書発行事業者登録番号連絡フォーム
URL：<https://forms.gle/aWjDgdG3XgbbVbCj8>
※URLを入力するか、右のQRコードを読み込むとアンケートフォームが表示されます。
3. ご回答期限：令和5年3月31日（金）
※4月以降にご回答の場合、こちら (<https://forms.gle/xnSZv7rSTrKPQX7N8>) からご回答ください。
4. 本件についての問い合わせ先
久留米大学財務部経理課 TEL：0942-31-7519（8:30～17:00）
FAX：0942-31-7927 keiri@kurume-u.ac.jp



以上

複写式の久留米大学専用請求納品書の使用について

- ・在庫がある限りこれまで通り本学経理課にて販売いたしますが、なくなり次第販売終了いたします。
- ・各業者様に在庫がある場合、令和5年10月以降もなくなるまで使用していただいで差し支えありません。
※ただし、適格請求書発行事業者として登録されている業者様につきましては、登録番号や消費税率等、必ず必要事項の記載をお願いいたします。

請求納品書の提出について

- ・各社書式請求納品書に変更後も、締め日や提出先等はこれまでと同様のため、発行後速やかに発注部署等へご提出をお願いいたします。

請求納品書についてのお願い

インボイス制度に対応した本学専用請求納品書については、エクセルデータにて配布いたしますので、印刷して紙媒体にてご提出ください。

※久留米大学公式 HP「企業の方へ」ページよりダウンロードできます

(URL : <https://www.kurume-u.ac.jp/soshiki/3/visitor4.html>)

本学専用書式を使用されず、各社書式で発行される請求書・納品書につきましては、エクセルデータの書式を参考に、以下の事項についてご協力いただきますようお願いいたします。

- ・物品等の請求書であれば、必ず**納品書**も発行してください。
(可能であれば、**納品書は納品書(控)を含む2枚発行**)
- ・宛名は「学校法人久留米大学」と記載(請求部署等は久留米大学に続けて記載されるか、請求書内に記載をお願いいたします)
- ・請求・納品書の発行日の記載(請求・納品書発行日と納品日が異なる場合は、納品日を余白等に記載してください)
- ・取引業者コードの記載(本学登録業者コード)
- ・振込先口座情報の明記(取引業者コードを記載の場合は、登録口座に振込のため、口座情報の記載がなくてもかまいません)
- ・支払い期限の記載(基本的に、納品検収月の2か月後・28日支払とさせていただきます)

本件問い合わせ先：

久留米大学財務部経理課

T E L : 0942-31-7519 (8:30~17:00)

F A X : 0942-31-7927

keiri@kurume-u.ac.jp